

○松本市文化芸術基本条例

平成15年9月26日

条例第41号

改正 令和2年3月9日条例第7号

(題名改称)

前文

わたくしたちのまち松本は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根ざした独自の文化芸術を育んできた。

文化芸術は、すべての人が心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであり、人と人とを結び付け、互いに理解し合うことにより、協働し、共生する社会の基盤となるものである。

21世紀を迎え、わたくしたちは、松本の誇る文化芸術を世界に発信し、世界からの文化芸術を受信する多くの機会に恵まれていること、また一人ひとりが文化芸術の担い手であることを自覚し、地域文化への理解を深め、文化芸術を大切にする心を持ちながら、先人の築いた文化芸術を将来の世代に引き継ぐとともに、新しい松本の文化芸術を創造していくことを決意するものである。

わたくしたちは、文化薫るアルプスの城下まちのもと、すべての市民の参加により、本市の持つ優れた特性を生かしながら、本市独自の文化芸術に関する施策の推進を図るため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市及び市民の責務を明らかにし、文化芸術に関する施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることに鑑み、市民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が広く世界に発信され、また世界から受信できるよう、文化芸術に係る国際的な交流が図られなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、福祉、教育、観光、国際交流、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援するよう努めるものとする。

- 2 市は、市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を行い、個性と魅力にあふれた文化芸術に関する施策の推進に努めるものとする。
- 3 市は、文化芸術に対する市民の関心及び理解を深め、将来にわたって文化芸術が発展するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが文化芸術の担い手として文化芸術を創造し、享受し、その保護及び発展に努めるものとする。

- 2 市民は、互いにその文化芸術活動を理解し、尊重し、支援するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 市長は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等との関係)

第6条 市は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するに当たっては、民間団体等が行う文化芸術活動に支障を及ぼさないよう十分留意し、民間団体等の協力を求め、またその有

する人材、情報その他の能力を活用するよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 市長は、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項について文化芸術に関する施策に係る基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- (1) 文化芸術に関する施策の総合的な推進に関する事項
- (2) 文化芸術活動の環境の整備及び充実にに関する事項
- (3) 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策に係る重要な事項

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、松本市文化芸術振興審議会（第9条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術に関する基本的施策)

第8条 市は、次に掲げる事項について文化芸術に関する基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 芸術の振興に関する事項
- (2) 生活文化の振興に関する事項
- (3) 文化財の保護及び活用に関する事項
- (4) 文化芸術に係る国際的な交流の推進に関する事項
- (5) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実にに関する事項
- (6) 青少年の文化芸術活動の充実にに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策に係る事項

(文化芸術振興審議会)

第9条 文化芸術に関する施策に係る事項等について審議するため、松本市文化芸術振興審議会を設置する。

第10条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 文化芸術活動を行う者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第12条 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月9日条例第7号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。